

公立大学法人埼玉県立大学 職員健康診断業務委託仕様書

(趣旨)

第1条 本仕様書は、公立大学法人埼玉県立大学（以下「法人」という。）の職員健康診断を委託する場合の仕様を示すものであり、これに記載のない事項については法人の指示を受けて行うものとする。

(仕様)

第2条 健康診断の仕様は、別表1-1から1-10のとおりとする。

(健診の実施)

第3条 法人は、法人の職員健康診断（以下「健診」という。）について、健診業務を委託し、受託者は、これを受託するものとする。

2 受託者は、別表に定める検査項目について、健診を実施するものとする。

(健診結果の報告等)

第4条 受託者は、健診結果について、健診受診後3週間以内に法人に成果品を提出するものとする。

2 前項に基づき提出する成果品は別表2のとおりとする。

3 受託者は、健診を実施した結果、別表3緊急連絡基準表の緊急連絡基準値に該当した者がいた場合には、同表に記載する期間内に法人に対し連絡をしなければならない。

4 受託者は、別表に記載されている各実施場所ごとに、業務を完了したときは、法人に対し速やかに契約書の完了報告書を提出するものとする。

(契約期間)

第5条 契約予定期間は、契約締結日から2022年3月31日までとする。

(検査及び修正)

第6条 法人は、第4条第4項に定める完了報告書を受領したときは速やかに検査を行うものとする。

2 受託者は、前項の検査の結果、法人から修正を命じられたときは、直ちにこれを修正し、再検査を受けなければならない。

3 受託者は、受託者が提出した成果品について不備があるときは第1項の検査前であってもその修正に応じるものとする。

(代金の支払い)

第7条 受託者は、第6条に定める検査に合格したときに法人に請求できるものとする。

2 受託者は、別表に記載されている各実施場所ごとに、まとめて請求を行うものとする。

3 法人は、適法な代金請求書を受領した日の翌月末までに、代金を受託者に支払うものとする。

(法令順守)

第8条 受託者は、本件業務を履行するにあたって関係法令に従って行わなければならない。

(従事者の監督)

第9条 受託者は、本件業務に従事している者（以下「従事者」という。）に対し、埼玉県個人情報保護条例（平成16年埼玉県条例第65号）第9条、第10条、第66条及び第67条の規定の内容を周知し、従事者から誓約書（別記様式）の提出を受けなければならない。

2 受託者は、前項の規定により従事者から誓約書の提出を受けたときは、法人に対し、その写しを提出しなければならない。

3 受託者は、その取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、従事者に対して、第13条第1項により講ずることとした措置の周知及び遵守状況の監督その他必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(損害のために生じた経費の負担)

第10条 本件業務の実施に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、受託者が負担するものとする。ただし、その損害が法人の責めに帰する事由による場合は、その損害のために生じた経費は、法人が負担するものとする。

(安全確保の措置)

第11条 受託者は、個人情報の適切な管理を行うため、次の各号に基づき厳密な業務管理を行うものとする。

一 預かった情報資産を適切に分類し取り扱うこと。

二 セキュリティに対する意識を高く保ち、責任者・作業員などの役割に応じたセキュリティ教育を計画的に実施すること。

三 取り扱う個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理に関する定めを作成すること。

2 受託者は、前項の規定により必要な措置を講じたときは、法人に対し、その内容を報告しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第12条 受託者は、法人の承認がある場合を除き、その取り扱う個人情報を本件業務以外の目的のために自ら利用し、又は第三者に提供してはならない。本件業務を行わなくなった後においても、同様とする。

(提供を受ける者に対する措置要求)

第13条 受託者は、その取り扱う個人情報を第三者に提供する場合において、法人と協議の上、その取り扱う個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めなければならない。

(複製等の禁止)

第14条 受託者は、その取り扱う個人情報記録された資料等の複製（安全管理上必要なバックアップを目的とするもの等委託契約範囲内のものを除く。）、持ち出し、送信その他個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為をしてはならない。ただし、あらかじめ法人の承認を受けたときは、この限りでない。

(資料等の提供、返還)

第15条 受託者は、法人に対し本件業務を行うために必要な情報が記録された資料等（電磁的記録を含む。以下「貸与資料等」という。）の提供を要求できるものとする。

- 2 前項の規定により、受託者が貸与資料等の提供を受けたときは、法人に対し、提供を受けた貸与資料等が特定できる内容、数量等を記載した借用書を提出しなければならない。
- 3 受託者は、本件業務を行わなくなった場合は、法人から提供を受けた貸与資料等を速やかに法人に返還しなければならない。ただし、法人が別に指示したときは、その指示に従うものとする。
- 4 法人は、前項の規定により貸与資料等の返還を受けたときは、受託者に対し、返還を受けた資料等が特定できる内容、数量等を記載した受領書を交付しなければならない。
- 5 前4項の規定は、受託者が、本件業務を行う上で不要となった資料等について準用する。

(検査権)

第16条 法人は、必要があると認めるときには、受託者の本件業務の履行内容及び履行方法に関して口頭、書面により報告を求め、又は立入による検査を行うことができるものとする。

- 2 法人は、受託者に対し、本件業務の履行に関し必要な指示をすることができるものとする。
- 3 受託者は、前項の検査に協力しなければならない。

(再委託の禁止)

第17条 本件業務の全てを第三者へ委託してはならない。また、法人に断りなく業務の一部を第三者へ委託してはならない。

- 2 受託者は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、この契約の趣旨に則り、その取扱いを委託され、又は請け負った個人情報の安全管理が図られるよう、委託を受け、又は請け負った者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。また、法人は、委託を受け、又は請け負った者に対し第16条第1項の検査を実施することができるものとする。
- 3 受託者が業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合においては、当該第三者の行為は、受託者自らの行為とみなし、これに対しては、受託者が当該第三者のすべての行為及びその結果についての責任を負うものとする。

(安全確保上の問題への対応)

第18条 受託者は、本件業務の遂行に支障が生じるおそれのある事案の発生を知ったときは、直ちにその旨を法人に報告し、遅滞なく書面により報告しなければならない。

- 2 受託者は、前項の事案が個人情報の漏えい、滅失又はき損その他の安全確保に係る場合には、

直ちに法人に対し、当該事案の内容、経緯、被害状況等を報告し、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置に関する法人の指示に従わなければならない。

- 3 受託者は、事案の内容、影響等に応じて、その事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る本人への対応（本人に対する適宜の手段による通知を含む。）等の措置を法人と協力して講じなければならない。

（埼玉県個人情報保護条例の適用）

第19条 受託者が本件業務を通じて取り扱う個人情報については、法人の保有する保有個人情報として埼玉県個人情報保護条例の適用を受けるものとし、法人が実施機関として埼玉県個人情報保護条例の定める手続を行うものとする。

（法人の契約解除権）

第20条 法人は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- 一 履行期限までに履行の完了の見込みがないと認められるとき。
- 二 この契約の締結又は履行に当たり不正の行為をしたとき。
- 三 受託者が、その責めに帰すべき事由により情報漏えい等の事故が発生したとき。
- 四 前各号のほか、この契約に基づく義務を履行しないとき。
- 五 受託者が、法人に対しこの契約の解除を申し入れたとき。
- 六 受託者（受託者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者という。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ト 受託者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、法人が受託者に対して当該契約の解除

を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受託者は、委託金額の10分の1に相当する額を違約金として法人の指定する期限内に支払わなければならない。

(損害賠償)

第21条 この契約の履行にあたり、受託者の故意又は過失により、法人又は職員に損害が生じたときは、受託者はその損害を賠償しなければならない。

2 受託者は、前条の規定により契約を解除されたときは、その損害に相当する金額を法人に賠償しなければならない。

(業務責任者の届出)

第22条 受託者は、委託業務に関する責任者について当該業務の受託後速やかに法人に届け出なければならない。

(疑義)

第23条 受託者は、当該業務の実施にあたり本仕様書又はその他の事項に疑義が生じたときは、法人と協議し、その指示に従わなければならない。

別表1-1

埼玉県立大学職員定期健康診断の内容（定期健康診断分）

項目	内容
対象者	<p>34歳以下（予定人数）・・・ 21人</p> <p>35歳以上（予定人数）・・・ 127人</p> <p>※増減することがある。最低保証はしない。</p>
実施期間 会場 ＊具体的な日程は契約締結後に発注書により指示する	<p>①2021年8月11日（水）（本健診） 会場・・・埼玉県立大学</p> <p>②2021年11月（追加健診） 会場・・・受託者医療機関</p> <p>③2022年2月（追加健診） 会場・・・受託医療機関</p> <p>④上記①～③以外についても、法人が指定した日時に健康診断を実施すること。（追加健診）なお、会場は受託者が用意すること。（会場は受託者医療機関が望ましい。）</p>
検査項目	<p>胸部エックス線直接撮影（デジタル撮影が望ましい）、問診、身長、体重、腹囲検査、視力（法定の項目に近距離検査を加える。）、血圧測定（異常値が出た場合は再測するものとし、再測には水銀柱のある測定器を使用すること。）及び尿検査（糖・蛋白）、血液検査（法定の一般定期健康診断健診項目に次の健診項目を加えたもの。白血球数、ヘマトクリット、ALP、クレアチニン、尿素窒素、尿酸及び、糖尿病検査については、空腹時血糖とHbA1cの両方を実施する。）、心電図検査（12誘導による。）及び聴力検査（1000、4000Hzオーディオメータを用いる。）</p> <p>＊腹囲検査、心電図検査及び聴力検査は2021年4月1日現在で35才以上の職員に対して行う。</p> <p>＊聴力検査は両耳を遮音できる機材を用いて行うこと。</p> <p>＊胸部エックス線写真は2人以上の医師が読影し、そのうち少なくとも1人は読影歴10年以上の者によること。なお、胸部、内科、放射線等の認定医（専門医・指導医）の資格を有する者が望ましい。</p>

<p>事前準備</p>	<p>①健康診断に必要なデータは、法人が用意する。 受託者がこのデータを受領する場合は、借用書を提出すること。</p> <p>②健診に必要な問診票等については、原則として、受託者が作成したものを使用する。問診票等は電子データ（PDF、エクセル又はワード）を、法人が指定する日時までに納品すること。 なお、電子データを納品できない場合は、健診に必要な問診票等を法人が指定した日時(原則として、健診開始の10日前)までに、法人あて納品すること。</p> <p>③健康診断結果については、法人が指定したフォーマット（ダブルクォーテーション付きカンマ区切りのCSV形式）により、納品すること。</p> <p>④40歳未満の職員の健康診断結果を地方職員共済組合埼玉県支部及び公立学校共済組合に提供することについて、法人から指示があった場合は、問診票又はその他の用紙で各職員に同意するかどうかを確認して実施すること。</p>
<p>健診実施</p> <p>※原則として、ワンフロアで健診を実施するため、カーテン、ついたて等の機材をプライバシー確保に必要十分な量を用意すること。</p>	<p>①健診スタッフについては、各検査を行うのに必要な人数に受付担当及び補助担当を加えた者とし、医師を1名含めた10名以上とする。</p> <p>②原則として、法人は職員（受診者）に、定期健康診断の中の法定外検査項目に関する受診及び受託者から法人へのその結果の報告について同意を得て受診させる。</p> <p>③健診については、胸部X線撮影時の男女別の進行、診察・心電図・問診時のプライバシー確保に充分留意して行い、これに必要な機材も受託者が用意すること。</p> <p>④心電図検査のために使用する簡易ベッドはできるだけ頑強なものを使用すること。</p> <p>⑤腹囲検査は、平成20年1月21日基発第0121001号通知に基づき実施すること。</p> <p>⑥医師による診察においては、規定の検査の他、職員が精神的な病気を煩っていないかについて可能な限り注意するとともに、腹囲検査を省略した者については、BMIの値を計算した後に行うこと。</p> <p>⑦問診事項は、喫煙歴、糖尿病・高血圧症・脂質異常症に係る薬物治療の有無を必須とすること。</p> <p>⑧問診票を持参していない職員に備えるため、予備の問診票を受付に備えておくこと。</p> <p>⑨障害者及び車イスの健診対象者を検診車以外の受託者の施設でも対応すること。（車イスでも利用できる体重計を用意すること）</p> <p>⑩原則ワンフロアで健診を実施するため、カーテン（ついたて長さ150cm程度）を10枚用意すること。</p>

	①健診の実施に当たっては、感染対策を十分に行うこと。
成果品の提出	<ul style="list-style-type: none"> ●本人宛結果通知書及び所属別健診結果一覧表を納品すること。 ●結果の電子データ <ul style="list-style-type: none"> ・ダブルクォーテーション付きカンマ区切りのCSV形式 ・40歳以上の職員：国が指定する形式（特定健診項目のみ） 健康診断結果については、法人が指定したコードに変換し提出すること。 ・成果品の納品は、健診後3週間以内に提出しなければならない。

肺がん検診の内容

項目	内容	備考
対象者	希望する職員。	
人数	喀痰細胞診検査のみ 1人 喀痰細胞診検査及び胸部X線撮影検査 25人	*増減することがある。最低保証はしない。
実施期間及び会場	①定期健康診断（本健診）と同時実施。 ※定期健康診断を受診しない者も同会場にて受診する。 ※会場の設定等は受託者が行う。	
検査内容等	喀痰細胞診検査 ※定期健康診断を受診しない者は胸部直接X線撮影検査を追加する。	
事前準備	①健診に必要な問診票等については、原則として、受託者が作成したものを使用する。電子データ（PDF、エクセル又はワード）を、法人が指定する日時までに納品すること。 ②健康診断結果については、法人が指定したフォーマット（ダブルクォーテーション付きカンマ区切りのCSV形式）により、納品すること。 ③受託者は、検診開始10日前までには法人へ、対象者分検体採取容器を配布完了すること。（問診票等の電子データが提供できない場合は、問診票等も含む。）	*希望者の氏名を法人より指示する。 *受診者数が予定受診者数より下回った場合、配布された問診票及び検体採取容器は返品しない、また代価も支払わない。
健診実施	①受付にて問診票等及び採取検体を回収すること。 ※定期健康診断受診者以外の者については胸部X線撮影検査を追加すること。 ②受診者が定期健康診断受診当日に検体を持参できなかった場合は、後日、受託者に持参するよう説明し、検体等を受け取ること。 ③問診票を持参してない職員に備えるため、予備の問診票等を受付に備えておくこと。	

判定及び結果	<p>①喀痰細胞診検査と胸部X線検査のそれぞれに判定を行うこと。</p> <p>②定期健康診断受診者については定健時の胸部X線写真を利用すること。</p> <p>*胸部エックス線写真は2人以上の医師が読影し、そのうち少なくとも1人は読影歴10年以上の者によること。なお、胸部、内科、放射線等の認定医（専門医・指導医）の資格を有する者が望ましい。</p>	
結果帳票等	<p>●本人宛結果通知書及び所属別健診結果一覧表を納品すること。</p> <p>●結果の電子データ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダブルクォーテーション付きカンマ区切りCSV形式 <p>健康診断結果については、法人が指定コードに変換を指示する場合がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成果品の納品は、検診後3週間以内に提出しなければならない。 <p>●要精検者の医療機関への紹介状は原則として不要であるが、必要に応じて法人が指示する。</p>	
緊急時の連絡	<p>【緊急時の連絡について】</p> <p>次の場合において、健診日から10日以内に法人に緊急連絡をし、紹介状を提出すること。また、必要に応じてX線写真の写しを提出すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 喀痰細胞診検査の結果、高度（境界）異型扁平上皮、悪性腫瘍の疑いのある細胞及び悪性腫瘍細胞と判定された時。（喀痰判定D、E相当） 2. 胸部X線検査の結果、医師の判断によって、緊急性を要するとされたとき。 	

別表1-3

大腸がん検診の内容

項目	内容	備考
対象者	希望する職員。	
人数	40人	*増減することがある。最低保障はしない。
実施期間及び会場	①定期健康診断（本健診）と同時実施 ※定期健康診断を受診しない者も同会場にて受診する。 ※会場の設定等は受託者が行う。	
検査内容等	便潜血反応検査 2日法	
事前準備	①健診に必要な問診票等については、原則として、受託者が作成したものを使用する。電子データ（PDF、エクセル又はワード）を法人が指定する日時までに納品すること。 ②健康診断結果については、法人が指定したフォーマット（ダブルクォーテーション付きカンマ区切りのCSV形式）により、納品すること。 ③受託者は、検診開始10日前までには法人へ、対象者分検体採取容器を配布完了すること。（問診票等の電子データが提供できない場合は、問診票等も含む。）	*対象者の氏名は法人より指示する。 *受診者数が予定受診者数より下回った場合、配布された問診票及び検体採取容器は返品しない、また代価も支払わない。
健診実施	①受付にて問診票等及び採取検体を回収すること。 ②受診者が定期健康診断受診当日に検体を持参できなかった場合は、後日、受託者に持参するよう説明し、検体等を受け取ること。 ③問診票等を持参してない職員に備えるため、予備の問診票を受付に備えておくこと。	
判定及び結果	便潜血反応について1日目、2日目それぞれに結果を記載し、判定を行うこと。	

結果帳票等	<ul style="list-style-type: none"> ●本人宛結果通知書及び所属別健診結果一覧表を納品すること。 ●結果の電子データ <ul style="list-style-type: none"> ・ダブルクォーテーション付きカンマ区切りのCSV形式 <p>なお、健康診断結果については、法人が指定コードに変換を指示する場合があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成果品の納品は、健診後3週間以内に提出しなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> ●要精検者の医療機関への紹介状は原則として不要であるが、必要に応じて法人が指示する。 	
-------	---	--

別表 1 - 4

胃がん検診の内容

項目	内容	備考
対象者	希望する職員。	
人数	3人	*増減することがある。最低保証はしない。
実施期間及び会場	①がん検診対象者については、2021年11月単独で実施。 会場 受託者医療機関 ②未受診者がいた場合、検診終了後1カ月以内に追加検診を行う。 会場 受託者医療機関	*具体的な日程は契約締結後に発注書により指示する。
検査内容等	胃部エックス線間接撮影（8枚以上・デジタル撮影が望ましい）、問診	
事前準備	①健診に必要な問診票等については、原則として、受託者が作成したものを使用する。電子データ（PDF、エクセル又はワード）を法人が指定する日時までに納品すること。 ②健康診断結果については、法人が指定したフォーマット（ダブルクォーテーション付きカンマ区切りのCSV形式）により、納品すること。	*対象者の氏名は法人より指示する。 *受診者数が予定受診者数より下回った場合、配布された問診票及び検体採取容器は返品しない、また代価も支払わない。
健診実施	①問診票を持参しない職員もいるので本健診受診者かどうか確認し、健診を行うこと。 ②問診票を持参していない職員に備えるため、予備の問診票を受付に備えておくこと。	
判定及び結果	胃部エックス線検査、問診により判定を行うこと。 *胃部エックス線写真は2人以上の医師が読影し、そのうち少なくとも1人は上部消化管の読影歴10年以上のもの者によること。	

結果帳票等	<p>●本人宛結果通知書及び所属別健診結果一覧表を納品すること。</p> <p>●結果の電子データ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダブルクォーテーション付きカンマ区切りCSV形式 <p>健康診断結果については、法人が指定コードに変換を指示する場合があります。</p> <p>①必要に応じて経年変化からの判定を行うこと。</p> <p>②成果品の納品は、健診後3週間以内に提出しなければならない。</p>	
-------	---	--

別表1-5

VDT作業従事者健康診断の内容

項目	内容	備考
対象者	VDT作業を行い、法人により指定された職員。	
人数	1人	*増減することがある。最低保証はしない。
実施期間及び会場	①VDT定期健診対象者については、2021年11月単独で実施。 会場 受託者医療機関 ②未受診者がいた場合、検診終了後1カ月以内に追加検診を行う。 会場 受託者医療機関	*具体的な日程は契約締結後に発注書により指示する。
検査内容等	●VDT定期健診 業務歴等の調査、既往歴等の調査、作業時状況の調査、自覚症状の有無の調査、視力検査（5m及び50cm）、自覚乱視、調節機能検査（近点距離計測）、筋骨格系検査（上肢の運動機能、圧痛点等の検査）、その他医師が認める検査、診察及び診断。	
事前準備	①健診に必要な問診票等については、原則として、受託者が作成したものを使用する。電子データ（PDF、エクセル又はワード）を法人が指定する日時までに納品すること。 ②健康診断結果については、法人が指定したフォーマット（ダブルクォーテーション付きカンマ区切りのCSV形式）により、納品すること。	*納品された問診票等は、受診者数が予定受診者数より下回った場合でも返品しない、また代価も支払わない。
健診実施	①問診票を持参しない職員もいるので本健診受診者かどうか確認し、健診を行うこと。 ②問診票を持参してない職員に備えるため、予備の問診票を受付に備えておくこと。	
結果帳票等	●本人宛結果通知書及び所属別健診結果一覧表を納品すること。 ●結果の電子データ ・ダブルクォーテーション付きカンマ区切りCSV形式 健康診断結果については、法人が指定コードに変換を指示する場合がある。 ①必要に応じて経年変化からの判定を行うこと。 ②成果品の納品は、健診後3週間以内に提出しなければならない。	

放射線業務従事者健康診断の内容

項目	内容	備考
対象者	放射線を取り扱う業務に従事する職員。	
人数	第1回目 1人 第2回目 1人	*増減することがある。最低保証はしない。
実施期間及び会場	<p>【第1回目】</p> <p>①定期健診（本健診）と同時実施する。 ※定期健康診断を受診しない者も同会場にて受診する。</p> <p>②未受診者がいた場合、定期健診（本健診）終了後、甲が指定する期日において追加健診を行う。 会場 受託者医療機関</p> <p>【第2回目】</p> <p>③ 2022年2月に行う。 会場 受託者医療機関</p> <p>④未受診者がいた場合、第2回目健診終了後、甲が指定する期日において追加健診を行う。 会場 受託者医療機関</p>	*具体的な日程は契約締結後に発注書により指示する。
検査内容等	被ばく歴の有無（被ばく歴を有する者については、作業の場所、内容及び期間、放射線障害の有無、その他放射線による被ばくに関する事項）の調査、白血球数及び白血球百分率（リンパ球、単球、好中球桿状核、好中球分葉核、好酸球、好塩基球）の検査、赤血球数の検査及び血色素量又はヘマトクリット値の検査、白内障に関する眼の検査、皮膚の検査、その他医師が必要と認める検査、診察及び診断。	
事前準備	<p>①健診に必要な問診票等については、原則として、受託者が作成したものを使用する。電子データ（PDF、エクセル又はワード）を法人が指定する日時までに納品すること。</p> <p>②健康診断結果については、法人が指定したフォーマット（ダブルクォーテーション付きカンマ区切りのCSV形式）により、納品すること。</p>	*納品された問診票等は、受診者数が予定受診者数より下回った場合でも返品しない、また代価も支払わない。

健診実施	<p>①受付では、問診票を持参しない職員もいるので本健診受診者がどうか確認し、健診を行うこと。</p> <p>②健診スタッフについては、各検査を行うのに必要な人数に受付担当及び補助担当を加えた者を置くこと。</p> <p>③健診については、問診時のプライバシー確保に充分留意して行い、これに必要な機材（カーテン等）も受託者が用意すること。</p> <p>④問診票を持参してない職員に備えるため、予備の問診票を受付に備えておくこと。</p>	
結果帳票等	<p>●本人宛結果通知書及び所属別健診結果一覧表を納品すること。</p> <p>●結果の電子データ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダブルクォーテーション付きカンマ区切りのCSV形式 <p>健康診断結果については、法人が指定コードに変換を指示する場合がある。</p> <p>①必要に応じて経年変化からの判定を行うこと。</p> <p>②成果品の納品は、健診後3週間以内に提出しなければならない。</p>	

有機溶剤取扱業務従事者健康診断の内容

項目	内容	備考
対象者	有機溶剤を取り扱う業務に従事する職員。	
人数	第1回目 3人 第2回目 3人	*増減することがある。最低保証はしない。
実施期間及び会場	<p>【第1回目】</p> <p>①定期健康診断（本健診）と同時実施する。 ※定期健康診断を受診しない者も同会場にて受診する。</p> <p>②未受診者がいた場合、甲が指定する期日において追加健診を行う。</p> <p>会場 受託者医療機関</p> <p>【第2回目】</p> <p>特定化学物質等取扱業務従事者健診と同時に行う。</p> <p>③2022年2月に行う。</p> <p>会場 受託者医療機関</p> <p>④未受診者がいた場合、第2回目健診終了後、甲が指定する期日において追加健診を行う。</p> <p>会場 受託者医療機関</p>	*具体的な日程は契約締結後に発注書により指示する。
検査内容等	業務歴及び既往歴の調査、自他覚症状の有無の調査、尿検査（蛋白）、その他医師が必要と認める検査、診察及び診断。 溶剤によっては別紙に定めるものを追加する。	
事前準備	<p>①健診に必要な問診票等については、原則として、受託者が作成したものを使用する。電子データ（PDF、エクセル又はワード）を法人が指定する日時までに納品すること。</p> <p>②健康診断結果については、法人が指定したフォーマット（ダブルクォーテーション付きカンマ区切りのCSV形式）により、納品すること。</p>	*納品された問診票等は、受診者数が予定受診者数より下回った場合でも返品しない、また代価も支払わない。

健診実施	<p>①受付では、問診票を持参しない職員もいるので本健診受診者がどうか確認し、健診を行うこと。</p> <p>②健診スタッフについては、各検査を行うのに必要な人数に受付担当及び補助担当を加えた者を置くこと。</p> <p>③健診については、問診時のプライバシー確保に充分留意して行い、これに必要な機材（カーテン等）も受託者が用意すること。</p> <p>④問診票を持参してない職員に備えるため、予備の問診票を受付に備えておくこと。</p>	
結果帳票等	<p>●本人宛結果通知書及び所属別健診結果一覧表を納品すること。</p> <p>●結果の電子データ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダブルクォーテーション付きカンマ区切りCSV形式 <p>健康診断結果については、法人が指定コードに変換を指示する場合があります。</p> <p>①必要に応じて経年変化からの判定を行うこと。</p> <p>②成果品の納品は、健診後3週間以内に提出しなければならない。</p>	

特定化学物質等取扱業務従事者健康診断の内容

項目	内容	備考
対象者	特定化学物質等を取り扱う業務に従事する職員。	
人数	第1回目 3人 第2回目 3人	*増減することがある。最低保証はしない。
実施期間及び会場	<p>【第1回目】</p> <p>①定期健康診断（本健診）と同時実施する。 ※定期健康診断を受診しない者も同会場にて受診する。</p> <p>②未受診者がいた場合、定期健診（本健診）終了後、甲が指定する期日において追加健診を行う。 会場 受託者医療機関</p> <p>【第2回目】</p> <p>有機溶剤取扱業務従事者健診と同時に行う。</p> <p>③2022年2月に行う。 会場 受託者医療機関</p> <p>④未受診者がいた場合、第2回目健診終了後、甲が指定する期日において追加健診を行う。 会場 受託者医療機関</p>	*具体的な日程は契約締結後に発注書により指示する。
検査内容等	<p>物質により異なるので、別紙を参照すること。</p> <p>物質ごとの健康診断を行うこと。</p> <p>*胸部エックス線写真は2人以上の医師が読影し、そのうち少なくとも1人は読影歴10年以上の者によること。なお、胸部、内科、放射線等の認定医（専門医・指導医）の資格を有する者が望ましい。</p>	
事前準備	<p>①健診に必要な問診票等については、原則として、受託者が作成したものを使用する。電子データ（PDF、エクセル又はワード）を法人が指定する日時までに納品すること。</p> <p>②健康診断結果については、法人が指定したフォーマット（ダブルクォーテーション付きカンマ区切りのCSV形式）により、納品すること。</p>	*納品された問診票等は、受診者数が予定受診者数より下回った場合でも返品しない、また代価も支払わない。

健診実施	<p>①受付では、問診票を持参しない職員もいるので本健診受診者がどうか確認し、健診を行うこと。</p> <p>②健診スタッフについては、各検査を行うのに必要な人数に受付担当及び補助担当を加えた者を置くこと。</p> <p>③健診については、問診時のプライバシー確保に充分留意して行い、これに必要な機材（カーテン等）も受託者が用意すること。</p> <p>④問診票を持参してない職員に備えるため、予備の問診票を受付に備えておくこと。</p>	
結果帳票等	<p>●本人宛結果通知書及び所属別健診結果一覧表を納品すること。</p> <p>●結果の電子データ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダブルクォーテーション付きカンマ区切りCSV形式 <p>健康診断結果については、法人が指定コードに変換を指示する場合があります。</p> <p>①必要に応じて経年変化からの判定を行うこと。</p> <p>②成果品の納品は、健診後3週間以内に提出しなければならない。</p>	

B型肝炎感染業務従事者健康診断の内容

項目	内容	備考
対象者	血液検査等によりB型肝炎に感染する恐れのある業務に従事する職員。	
人数	33人	*増減することがある。最低保証はしない。
実施期間及び会場	①定期健康診断（本健診）と同時実施する。 ※定期健康診断を受診しない者も同会場にて受診する。 ②未受診者がいた場合、定期健診（追加健診）と同時実施する。 会場 受託者医療機関	
検査内容等	血液検査（HBs抗原、HBs抗体）（CLIA法）	
事前準備	①健診に必要な問診票等については、原則として、受託者が作成したものを使用する。電子データ（PDF、エクセル又はワード）を法人が指定する日時までに納品すること。 ②健康診断結果については、法人が指定したフォーマット（ダブルクォーテーション付きカンマ区切りのCSV形式）により、納品すること。	*納品された問診票等は、受診者数が予定受診者数より下回った場合でも返品しない、また代価も支払わない。
検診実施	①受付では、問診票を持参しない職員もいるので本健診受診者かどうか確認し、健診を行うこと。 ②健診スタッフについては、各検査を行うのに必要な人数に受付担当及び補助担当を加えた者を置くこと。 ③健診については、問診時のプライバシー確保に充分留意して行い、これに必要な機材（カーテン等）も受託者が用意すること。 ④問診票を持参していない職員に備えるため、予備の問診票を受付に備えておくこと。	
結果帳票等	●本人宛結果通知書及び所属別健診結果一覧表を納品すること。 ●結果の電子データ ・ダブルクォーテーション付きカンマ区切りCSV形式 健康診断結果については、法人が指定コードに変換を指示する場合がある。 ①必要に応じて経年変化からの判定を行うこと。 ②成果品の納品は、健診後3週間以内に提出しなければならない。	

小児感染症抗体価検査の内容

項目	内容	備考
対象者	臨地実習に従事する職員。	
人数	40人	*増減することがある。最低保証はしない。
実施期間及び会場	①定期健康診断（本健診）と同時実施する。 ※定期健康診断を受診しない者も同会場にて受診する。 ②未受診者がいた場合、定期健診（追加健診）と同時実施する。 会場 受託者医療機関	
検査内容等	小児感染症（麻疹、風疹、水痘、流行性耳下腺炎）の抗体価検査（EIA法）	
事前準備	①健診に必要な問診票等については、原則として、受託者が作成したものを使用する。電子データ（PDF、エクセル又はワード）を法人が指定する日時までに提出すること。 ②健康診断結果については、法人が指定したフォーマット（ダブルクォーテーション付きカンマ区切りのCSV形式）により、納品すること。	*納品された問診票等は、受診者数が予定受診者数より下回った場合でも返品しない、また代価も支払わない
検診実施	①受付では、問診票を持参しない職員もいるので本健診受診者かどうか確認し、健診を行うこと。 ②健診スタッフについては、各検査を行うのに必要な人数に受付担当及び補助担当を加えた者を置くこと。 ③健診については、問診時のプライバシー確保に充分留意して行い、これに必要な機材（カーテン等）も受託者が用意すること。 ④問診票を持参してない職員に備えるため、予備の問診票を受付に備えておくこと。	
結果帳票等	●本人宛結果通知書及び所属別健診結果一覧表を納品すること。 ●結果の電子データ ・ダブルクォーテーション付きカンマ区切りCSV形式 健康診断結果については、法人が指定コードに変換を指示する場合がある。 ①必要に応じて経年変化からの判定を行うこと。 ②成果品の納品は、健診後3週間以内に提出しなければならない。	

別表 2 - 1

定期健康診断成果品一覧表

成 果 品	部数	内 容
本人宛結果通知書	1	袋とじ又は封筒に入れ、中が見えないようにしてあるもの。
本人宛結果通知書・法人控え	1	本人宛結果通知書とすべて同じ内容の記載がされているもの。
検診結果一覧表	1	職員番号、氏名、検診結果等をまとめたもの。
検診結果電子データ	1	法人指定のファイルレイアウト（ダブルクォーテーション付きカンマ区切りのCSV形式）で作成すること。 健康診断結果については、法人が指定したコードに変換し提出すること。 エックス線撮影をデジタル撮影で行った場合は、画像ファイル形式（BMP／J P E G）で提出すること。
検診結果電子データ （40歳以上の職員・特定検診分）	1	特定検診項目について、国が定める形式のもの。

がん検診の成果品一覧表

成 果 品	部数	内 容
本人宛結果通知書	1	袋とじ又は封筒に入れ、中が見えないようにしてあるもの。
本人宛結果通知書・法人控え	1	本人宛結果通知書とすべて同じ内容の記載がされているもの。
検診結果一覧表	1	職員番号、氏名、検診結果等をまとめたもの。
検診結果電子データ	1	法人指定のファイルレイアウト（ダブルクォーテーション付きカンマ区切りのCSV形式）で作成すること。 健康診断結果については、法人が指定したコードに変換し提出すること。 エックス線撮影をデジタル撮影で行った場合は、画像ファイル形式（BMP／J P E G）で提出すること。

特定業務従事者健康診断（別紙1-5～10）の成果品一覧表

成 果 品	部数	内 容
本人宛結果通知書	1	袋とじ又は封筒に入れ、中が見えないようにしてあるもの。
本人宛結果通知書・法人控え	1	本人宛結果通知書とすべて同じ内容の記載がされているもの。
検診結果一覧表	1	職員番号、氏名、検診結果等をまとめたもの。
検診結果電子データ	1	法人指定のファイルレイアウト（ダブルクォーテーション付きカンマ区切りのCSV形式）で作成すること。 健康診断結果については、法人が指定したコードに変換し提出すること。

別表 3

緊急連絡基準表

検査項目	検査結果(または所見)	緊急連絡の処理日数
血糖	300mg/dl以上	検診日から5日以内 * 必要に応じて紹介状及び血液検査結果表を提出する。
HbA1c	15.0%以上	
GOT	400U/L以上	
GPT	400U/L以上	
γ-GTP	1000U/L以上	
赤血球	250万/mm ³	
白血球	2000/mm ³ 以下 20000/mm ³ 以上	
血色素量	6.0g/dl以下	
ヘマトクリット	15.9%以下	
血圧	拡張期120mmHg以上 収縮期200mmHg以上が3回以上続くとき	即日
心電図検査	医師の判断による。	検診日から10日間 * 必要に応じて紹介状及び心電図検体の写しを提出する。
胸部X線検査	医師の判断による。	検診日から10日間 * 紹介状を提出する。 * 必要に応じてX線写真の写しを提出する。
喀痰検査(がん検診)	高度(境界)異型扁平上皮細胞又は悪性腫瘍の疑いのある細胞。悪性腫瘍細胞。(喀痰判定D、E相当)	検診日から10日間 * 紹介状を提出する。
胃部X線検査	医師の判断による。	検診日から10日間 * 紹介状を提出する。 * 必要に応じてX線写真の写しを提出する。

別表 1 - 7 の別紙

表 1 「代謝物の検査」

対象物質名	検査内容
トルエン	尿中馬尿酸
キシレン	尿中メチル馬尿酸
1・1・1-トリクロロエタン	総三塩化物又は尿中トリクロロ酢酸
N・N-ジメチルホルムアミド	尿中N-メチルホルムアルミド
ノルマルヘキサン	尿中2・5-ヘキサンジオン

表 2 「指定の有機溶剤」

有機溶剤の種類	代謝物	肝機能 (GOT、 GPT、 γ GDP)	貧血 (血色素量、 赤血球数、 ヘマトクリット値、 網状赤血球)	眼底 (両眼の眼 底カメラ)
キシレン、トルエン、ノルマルヘキサン、 1・1・1-トリクロロエタン、	○			
N・N-ジメチルホルムアミド	○	○		
クロルベンゼン、オルトジクロルベンゼン、 1・2-ジクロロエチレン、クレゾール		○		
エチレンジクロロモノエチルエーテル、 エチレンジクロロモノエチルエーテルアセテート、 エチレンジクロロモノブチエーテル、 エチレンジクロロモノメチルエーテル			○	
二硫化炭素				○

特 定 化 学 物 質 健 康 診 断 項 目 等 一 覧 表

番号	特 定 化 学 物 質 等 名	種 類 ・ 区 分	健 康 診 断 項 目						
			期 間	業 務 歴 の 調 査	他 覚 症 状 又 は 自 覚 症 状 の 既 往 歴 の 有 無 の 調 査	他 覚 症 状 又 は 自 覚 症 状 の 有 無 の 調 査	既 往 歴 の 有 無 の 調 査	所 見 の 有 無 の 検 査	検 査
1	パラ - シメチルアミノソ ^レ ベンゼン (重量の1%を超えて含有する製剤等を含む)	第 2 類 物 質	6	○	① 血尿 ② 頻尿 ③ 排尿痛等	① 血尿 ② 頻尿 ③ 排尿痛等			尿沈渣検鏡 (医師が必要と認める場合は、尿沈渣のハ ^レ ハ ^レ ニコラ法による細胞診)
2	アクリルアミド ^レ (重量の1%を超えて含有する製剤等を含む)	第 2 類 物 質	6	○	① 手足のしびれ ② 歩行障害 ③ 発汗異常等	① 手足のしびれ ② 歩行障害 ③ 発汗異常等		皮膚所見(皮膚炎等)	
3	マンガン及びその化合物(塩基性酸化マンガンを除く) (重量の1%を超えて含有する製剤等を含む)	第 2 類 物 質	6	○			① せき、たん ② 仮面様顔ばう、膏顔 ③ 流涎、発汗異常 ④ 手指の振せん、 書字拙劣 ⑤ 歩行障害、不随意 性運動障害、発語異 常等のハ ^レ ーキンソン 症候群様症状	① せき、たん ② 仮面様顔ばう、膏顔 ③ 流涎、発汗異常 ④ 手指の振せん、 書字拙劣 ⑤ 歩行障害、不随意 性運動障害、発語異 常等のハ ^レ ーキンソン 症候群様症状	握力の測定
4	ホルムアルデ ^レ ヒド ^レ	第 2 類 物 質	6	○	既往歴の調査	自覚症状の調査		診察及び診断	身長、体重、視力等定期 健康診断の項目
5	スチレン	第 2 類 物 質	6	○ ※作業条件の 調査	既往歴の調査	自覚症状の調査			① 尿中の蛋白の有無 ② 尿中のワデル酸
6	1, 1, 2, 2-テトラクロロエタン	第 2 類 物 質	6	○ ※作業条件の 調査	既往歴の調査	自覚症状の調査			① 尿中の蛋白の有無 ② GOT ③ GPT ④ γ-GTP

別表 4

検診単価(税抜)	(単位:円)
種 別	単 価
定期健康診断(34歳以下) ※ 法定外検査項目を含む。	
定期健康診断(35歳以上) ※ 法定外検査項目を含む。	
肺がん検診(喀痰検査のみ)	
肺がん検診(喀痰検査+胸部X線撮影検査実施)	
大腸がん検診	
胃がん検診	
VDT作業従事者健診	
放射線業務従事者健診	
有機溶剤取扱業務従事者健診	
全ての取扱溶剤の基本検査項目 業務歴及び既往歴の調査、自覚症状の有無の調査、尿検査(蛋白)、その他医師が必要と認める検査、診察及び診断	
以下取扱溶剤による追加検査項目	
尿中馬尿酸	
尿中メチル馬尿酸	
尿中N-メチルホルムアミド	
尿中2・5-ヘキサンジオン	
肝機能(GOT,GPT,γGTP)	
貧血(赤血球数、白血球数、血色素量、ヘマトクリット値)	
眼底(両眼の眼底カメラ)	
特定化学物質等取扱健康診断	
パラジメチルアミノアゾベンゼン	
アクリルアミド	
マンガン及びその化合物	
ホルムアルデヒド	
尿中マンデル酸	
総三塩化物	
B型肝炎感染業務従事者健康診断	
小児感染症抗体価検査	